

報告第 11 号

健全化判断比率について

令和元年度決算に基づく健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付して、議会に報告する。

令和 2 年 9 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

実質赤字比率	—%
連結実質赤字比率	—%
実質公債費比率	14.2%
将来負担比率	118.6%

総括表① 健全化判断比率の状況（令和元年度決算）

Ver.01.00

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
313718	鳥取県	琴浦町	-	-	14.2	118.6
団体区分	5.町村					

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	14.33	19.33	25.0	350.0
	6,263,352	208,266	財政再生基準	20.00	30.00	35.0

会 計 名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	387,328	6.2
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	10,668	0.2
小 計		397,996	6.4
標準財政規模		6,263,352	100.0
実質赤字比率 (%)		-6.35	※

会 計 名		実質収支額	(分母比)
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計	23,601	0.4
	介護保険特別会計	26,514	0.4
	後期高齢者医療特別会計	136	0.0

会 計 名		資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	水道事業会計	320,995	5.1
法 非 適 用 企 業	農業集落排水事業特別会計	22,824	0.4
	下水道事業特別会計	6,004	0.1
	船上山発電所管理特別会計	3,615	0.1
合 計		801,685	12.8
標準財政規模(再掲)		6,263,352	100.0
連結実質赤字比率 (%)		-12.79	※

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は負の値で表示されます。



総括表④ 将来負担比率の状況（令和元年度決算）

Ver.01.00

団体名

鳥取県琴浦町

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額					連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)		
12,734,708	114,671	7,505,392	340,304	1,438,158	22,235	0	0	0	22,235	0	0

(分母比)

257

2

151

7

29

0

0

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能 特定歳入	基準財政需要額 算入見込額	
		うち都市計画税	
2,827,537	245,473	0	13,199,655

(分母比)

57

5

266

将来負担額 A	—	充当可能財源等 B		A - B			
22,155,468	447	16,272,665	328	5,882,803	119		将来負担比率 (%)
=							
標準財政規模 C	—	算入公債費等の額 D		C - D			
6,263,352	126	1,304,032	26	4,959,320	100		118.6

令和元年度

地方財政状況調査及び財政健全化判断比率  
に係る報告書

琴 浦 町

## 目 次

第1 地方財政状況調査.....	1
1. 調査の概要.....	1
2. 対象となる会計.....	1
3. 調査結果.....	1
(1) 決算規模、決算収支等の一覧.....	1
(2) 基金、起債残高の状況.....	2
ア 基金残高.....	2
イ 地方債残高.....	2
(3) 歳入.....	3
ア 性質別.....	5
イ 目的別.....	6
(5) 財政構造の弾力性（経常収支比率、財政力指数）.....	7
第2 健全化判断比率.....	9
1. 調査の概要.....	9
2. 対象となる会計.....	9
3. 調査結果.....	10
(1) 各指標の結果一覧.....	10
ア 実質赤字比率.....	10
イ 連結実質赤字比率.....	10
ウ 実質公債費比率.....	11
エ 将来負担比率.....	12
オ 資金不足比率.....	13

# 第1 地方財政状況調査

## 1. 調査の概要

地方自治法第252条の17の5に基づき普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、全国統一基準により各年度の決算に関する調査表を作成するもの。

## 2. 対象となる会計

普通会計（一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計）

※純計決算額を調査するため、各会計間の重複するものを控除

## 3. 調査結果

### (1) 決算規模、決算収支等の一覧

(単位：千円)

年度	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	形式収支 (C)	翌年度への繰 越財源 (D)	実質収支 (C-D) (E)	単年度収支 (E-E') (F)
R1	11,284,326	10,782,162	502,164	104,168	397,996	218,489
H30	11,327,456	10,776,091	551,365	371,858	(E') 179,507	△ 146,561
増減	△ 43,130	6,071	△ 49,201	△ 267,690	218,489	365,050

年度	積立金 (G)	繰上償還金 (H)	積立金取崩額 (I)	実質単年度収支 (F+G+H-I)	経常収支比率
R1	121,755	816	245,700	95,360	96.9%
H30	141,941	184,056	538,000	△ 358,564	94.3%
増減	△ 20,186	△ 183,240	△ 292,300	453,924	2.6%

#### 【用語】

実 質 収 支：歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

単 年 度 収 支：当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額

実質単年度収支：単年度収支に、実質的な赤字要素（財政調整基金への積立金及び繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩額）を差し引いた額

経常収支比率：義務的性格の経常経費に、経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見ることにより当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標。

#### 【算定式】

(経常経費充当一般財源)

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{(経常一般財源総額) + (減収補填債特例分) + (臨時財政対策債)}}$$

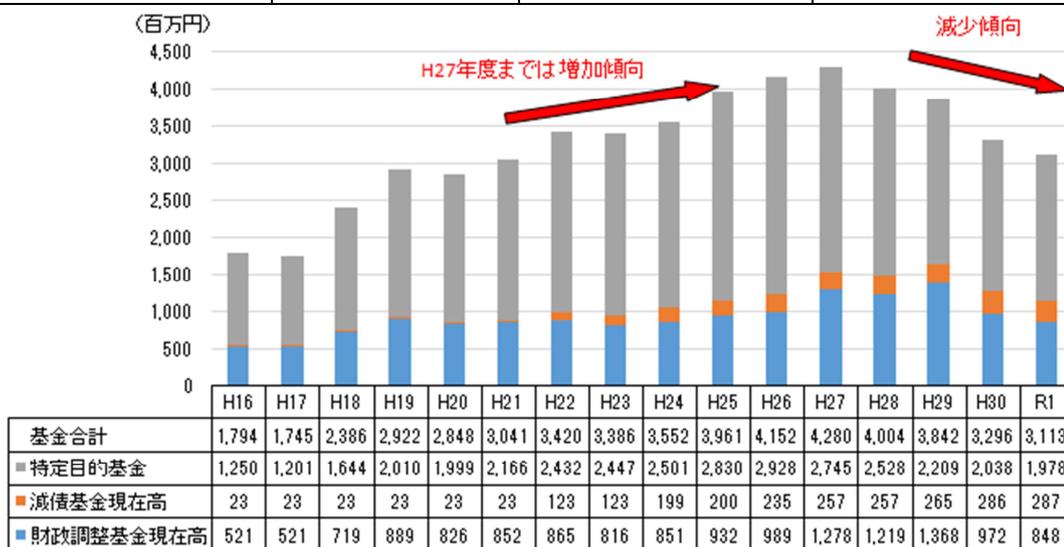
## (2) 基金、起債残高の状況

### ア 基金残高

当初予算編成時の財源調整を財政調整基金等の取り崩しで対応しており、9月補正予算において、繰越金や普通交付税の余剰分で積み立てることができなかったことが要因である。

(単位：千円)

区 分	R1 年度末残高	H30 年度末残高	増 減
①財政調整基金	848,259	972,204	△123,945
②減債基金	286,618	285,516	1,102
③その他特定目的基金	1,978,242	2,038,068	△59,826
④土地開発基金	188,956	188,956	0
計	3,302,075	3,484,744	△182,669

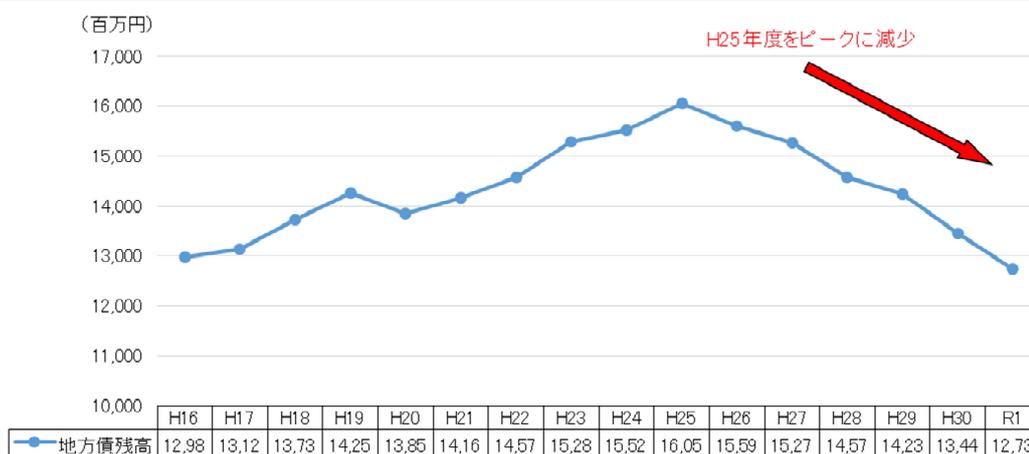


### イ 地方債残高

道路新設工事等大型のハード事業の抑制や臨時財政対策債の減額のため、借入額が少なくなったことが要因である。

(単位：千円)

区 分	R1 年度末残高	H30 年度末残高	増 減
地方債残高	12,734,708	13,442,417	△707,709



### (3) 歳入

歳入については、前年度に対し、△43,130 千円 (△0.4%) となった。

- ・繰入金△394,183 千円・・・財政調整基金 (H30 災害復旧事業等) △292,300 千円
- ・地方債△105,239 千円・・・臨時財政対策債△70,839 千円
- ・地方交付税△43,163 千円・・・普通交付税 (特例措置による段階的な縮減等) △10,771 千円  
特別交付税 (災害復旧事業の対象額の減額) △32,392 千円
- ・都道府県支出金+237,993 千円・・・災害復旧事業に伴う歳入+311,724 千円
- ・国庫支出金+74,086 千円・・・災害復旧事業に伴う歳入+39,085 千円
- ・地方特例交付金+46,194 千円・・・子ども・子育て支援臨時交付金 (皆増) +43,215 千円

≪歳入の状況≫

(単位：千円、%)

※端数処理により、計と内訳が一致しない場合がある。

区分	R1		H30		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
1 地方税	1,717,020	15.2	1,726,377	15.2	▲ 9,357	▲ 0.5
2 地方譲与税	108,470	1.0	103,839	0.9	4,631	4.5
3 利子割交付金	1,915	0.0	3,929	0.0	▲ 2,014	▲ 51.3
4 配当割交付金	6,778	0.1	5,567	0.0	1,211	21.8
5 株式等譲渡所得割交付金	4,741	0.0	4,352	0.0	389	8.9
6 地方消費税交付金	300,680	2.7	322,044	2.8	▲ 21,364	▲ 6.6
7 ゴルフ場利用税交付金	1,886	0.0	1,662	0.0	224	13.5
8 軽油引取税・自動車取得税交付金	14,886	0.1	28,546	0.3	▲ 13,660	▲ 47.9
9 自動車税環境性能割交付金	3,359	0.0	0	0.0	3,359	—
10 地方特例交付金	52,144	0.5	5,950	0.1	46,194	776.4
11 地方交付税	4,093,952	36.3	4,137,115	36.5	▲ 43,163	▲ 1.0
12 交通安全対策特別交付金	1,257	0.0	1,530	0.0	▲ 273	▲ 17.8
13 分担金及び負担金	23,275	0.2	25,000	0.2	▲ 1,725	▲ 6.9
14 使用料	177,576	1.6	196,363	1.7	▲ 18,787	▲ 9.6
15 手数料	27,308	0.2	27,045	0.2	263	1.0
16 国庫支出金	1,081,138	9.6	1,007,052	8.9	74,086	7.4
17 都道府県支出金	1,146,859	10.2	908,866	8.0	237,993	26.2
18 財産収入	32,260	0.3	18,354	0.2	13,906	75.8
19 寄附金	381,918	3.4	365,144	3.2	16,774	4.6
20 繰入金	733,360	6.5	1,127,543	10.0	▲ 394,183	▲ 35.0
21 繰越金	551,365	4.9	397,317	3.5	154,048	38.8
22 諸収入	123,213	1.1	109,656	1.0	13,557	12.4
23 地方債	698,966	6.2	804,205	7.1	▲ 105,239	▲ 13.1
うち臨時財政対策債	208,266	1.8	279,105	2.5	▲ 70,839	▲ 25.4
合計	11,284,326	100.0	11,327,456	100.0	▲ 43,130	▲ 0.4

#### ①地方税 [対前年度△9,357 千円 (△0.5%) ]

- ・町民税 (法人) △29,190 千円・・・法人税の多い町内企業数社の業績悪化によるもの

#### ②地方交付税 [対前年度△43,163 千円 (△1.0%) ]

- ・普通交付税△10,771 千円  
合併算定替による縮減が△90%となったことによるもの (令和2年度から特例措置無し)。  
措置額：R1:30,149 千円 (10%) - H30 : 90,447 千円 (30%) = △60,298 千円
- ・特別交付税△32,392 千円  
前年に措置されていた平成30年台風24号災害復旧事業分の減額によるもの。

③各種交付金 [対前年度+14,066 千円 (+3.8%) ]

- ・子ども・子育て支援臨時交付金+43,215 千円  
3歳児以上の保育料等の無償化(国)に伴う子ども・子育て支援臨時交付金の皆増によるもの。

④国庫支出金 [対前年度+74,086 千円 (+7.4%) ]

- ・現年発生公共土木施設災害復旧費補助金+39,085 千円  
平成30年台風24号災害復旧事業の実施によるもの。
- ・ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金+36,159 千円  
小・中学校への空調設備整備の実施によるもの。

⑤都道府県支出金 [対前年度+237,993 千円 (+26.2%) ]

- ・現年発生農業用施設災害復旧費補助金+211,598 千円
- ・現年発生農地災害復旧費補助金+84,152 千円
- ・現年発生林道災害復旧費補助金+15,974 千円  
平成30年台風24号災害復旧事業の実施によるもの。

⑥地方債 [対前年度△105,239 千円 (△13.1%) ]

- ・臨時財政対策債△70,839 千円・・・普通交付税の合併算定替に伴う縮減等によるもの。

⑦繰入金 [対前年度△394,183 千円 (△35.0%) ]

- ・財政調整基金が前年比△292,300 千円  
前年度は災害復旧事業に多額の取り崩しがあったため相対的に減額となったことによるもの。

⑧寄附金 [対前年度+16,774 千円 (+4.6%) ]

- ふるさと納税寄附金+14,347 千円  
メインとなる返礼品のカニの漁獲制限の枠内で安定供給ができたことによるもの。
- ふるさと納税寄附金 R1:378,475 千円-H30:364,128 千円=+14,347 千円

#### (4) 歳出

歳出については、前年度に対し、+6,071 千円 (+0.1%) となった。

(※繰越分 R1:1,154,802 千円-H30:294,086 千円=+860,716 千円)

- ・災害復旧事業費+131,247 千円・・・繰越分の災害復旧事業を優先的に執行したことによるもの。
- ・普通建設事業費△113,309 千円・・・災害復旧事業を優先的に執行したことによるもの。
- ・公債費△208,032 千円・・・前年度行った繰上償還をしなかったことによるもの。
- ・物件費+144,331 千円・・・総合行政システム改修委託料等の増額によるもの。
- ・繰出金+28,671 千円・・・下水道事業特別会計繰出金(特環)等の増額によるもの。

ア 性質別

(単位：千円、%)

※端数処理により、計と内訳が一致しない場合がある。

区 分	R1		H30		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
1 人件費 (a)	1,509,123	14.0	1,492,180	13.8	16,943	1.1
2 物件費	1,582,757	14.7	1,438,426	13.3	144,331	10.0
3 維持補修費	66,948	0.6	58,613	0.5	8,335	14.2
4 扶助費	1,718,458	15.9	1,720,726	16.0	▲ 2,268	▲ 0.1
5 補助費等	1,198,218	11.1	1,175,111	10.9	23,107	2.0
6 公債費	1,510,538	14.0	1,718,570	15.9	▲ 208,032	▲ 12.1
(1) 元利償還金	1,510,538	14.0	1,718,570	15.9	▲ 208,032	▲ 12.1
(2) 一時借入金利子	0	0.0	0	0.0	0	—
7 積立金	537,344	5.0	560,079	5.2	▲ 22,735	▲ 4.1
8 投資及び出資金・貸付金	11,438	0.1	11,657	0.1	▲ 219	▲ 1.9
9 繰出金	1,304,242	12.1	1,275,571	11.8	28,671	2.2
10 前年度繰上充用金	0	0.0	0	0.0	0	—
11 投資的経費	1,343,096	12.5	1,325,158	12.3	17,938	1.4
うち人件費 (b)	26,862	0.2	32,131	0.3	▲ 5,269	▲ 16.4
(1) 普通建設事業費	876,528	8.1	989,837	9.2	▲ 113,309	▲ 11.4
うち単独事業費	417,805	3.9	609,944	5.7	▲ 192,139	▲ 31.5
(2) 災害復旧事業費	466,568	4.3	335,321	3.1	131,247	39.1
歳出合計	10,782,162	100.0	10,776,091	100.0	6,071	0.1
うち人件費(a)+(b)	1,535,985	14.2	1,524,311	14.1	11,674	0.8
うち職員給	958,822	8.9	923,850	8.6	34,972	3.8
義務的経費 (1+4+6)	4,738,119	43.9	4,931,476	45.8	▲ 193,357	▲ 3.9

①義務的経費 [対前年度△193,357千円 (△3.9%) ]

・公債費△208,032千円

昨年度は過去の高利率の起債の繰上償還(184,056千円)を実施したことによるもの。  
実質償還額は、元金△6,569千円、利子△18,223千円となった。

一般会計においては、R2に公債費のピークを迎え、R4まで15億円を超える状況が続く。

・扶助費△2,268千円

対象者の死亡等で生活保護費△18,808千円となったことによるもの。

H30:115人⇒R1:109人

②投資的経費 [対前年度+17,938千円 (+1.4%) ]

・災害復旧事業費+131,247千円・・・災害復旧事業優先実施に伴う増額によるもの。

現年発生農業用施設災害復旧工事+215,994千円

現年発生農地災害復旧工事+89,011千円

現年発生公共土木施設災害復旧工事+63,580千円

・普通建設事業費△113,309千円・・・災害復旧事業優先実施に伴う減額によるもの。

ヲナガケ川改修事業△98,231千円(皆減)

生涯学習センター改修監理委託・工事△94,662千円(皆減)

別所アクセス道路J R踏切拡幅委託・工事△58,403千円(皆減)

小学校空調整備設計委託・工事+246,124千円

中学校空調整備設計委託・工事+33,231千円

③物件費 [対前年度+144,331 千円 (+10.0%) ]

- ・総合行政システム改修委託料+40,958 千円  
健康管理システム改修業務+22,000 千円をはじめ各種システム改修費の増額によるもの。
- ・町営バス運行委託料+38,883 千円・・・運転手不足に伴う運行委託料の増額によるもの。
- ・スクールバス運行委託料+11,482 千円・・・運転手不足に伴う運行委託料の増額によるもの。

イ 目的別

(単位：千円、%)

区 分	R1		H30		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
1 議会費	99,656	0.9	103,152	1.0	▲ 3,496	▲ 3.4
2 総務費	1,893,901	17.6	1,820,910	16.9	72,991	4.0
3 民生費	3,129,440	29.0	3,071,956	28.5	57,484	1.9
4 衛生費	398,305	3.7	414,057	3.8	▲ 15,752	▲ 3.8
5 農林水産業費	825,806	7.7	867,132	8.0	▲ 41,326	▲ 4.8
6 商工費	185,153	1.7	186,838	1.7	▲ 1,685	▲ 0.9
7 土木費	808,907	7.5	1,005,757	9.3	▲ 196,850	▲ 19.6
8 消防費	310,252	2.9	324,123	3.0	▲ 13,871	▲ 4.3
9 教育費	1,153,601	10.7	928,275	8.6	225,326	24.3
10 災害復旧費	466,568	4.3	335,321	3.1	131,247	39.1
11 公債費	1,510,573	14.0	1,718,570	15.9	▲ 207,997	▲ 12.1
歳出合計	10,782,162	100.0	10,776,091	100.0	6,071	0.1

※端数処理により、計と内訳が一致しない場合がある。

①総務費 [対前年度+72,991 千円 (4.0%) ]

- ・総合行政システム改修委託料+40,958 千円・・・各種システム改修費の増額によるもの。
- ・町営バス運行委託料+38,883 千円・・・運転手不足に伴う運行委託料の増額によるもの。
- ・ふるさと未来夢基金積立金+14,347 千円・・・寄附金の増額によるもの。
- ・行財政改革支援業務委託料+9,794 千円(皆増)・・・新たな行財政改革事業実施によるもの。

②民生費 [対前年度+57,484 千円 (+1.9%) ]

- ・児童扶養手当+20,564 千円・・・制度改正に伴う支払月の増加によるもの。
- ・介護保険(介護給付費等繰出)+14,466 千円  
低所得者保険料軽減+11,009 千円と介護給付費+2,753 千円の増額によるもの。
- ・自立支援給付費+11,160 千円  
共同生活援助(グループホーム)の利用者の増加(H30:34人⇒R1:42人)によるもの。

③農林水産業費 [対前年度△41,236 千円 (△4.8%) ]

- ・農業基盤整備促進事業(皆減)△33,129 千円
- ・酪農振興対策関係事業補助金△32,565 千円  
畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業(皆減)△33,784 千円

④消防費 [対前年度△13,871 千円 (△4.3%) ]

- ・消防ポンプ自動車(第10分団)(皆減)△24,408 千円

⑤教育費 [対前年度+225,326 千円 (+24.3%) ]

- ・小学校空調設備整備委託・工事+246,124 千円
- ・中学校空調設備整備委託・工事+33,231 千円
- ・どんぐりひろばトイレ整備委託・工事+20,813 千円・・・工事実施に伴う増額によるもの。
- ・スクールバス運行管理業務委託料+11,597 千円  
運転手不足に伴う運行委託料の増額によるもの。

⑥災害復旧費 [対前年度+131,247 千円 (+39.1%) ]

- ・現年発生農業用施設災害復旧工事+215,994 千円・現年発生農地災害復旧工事+89,011 千円
- ・現年発生公共土木施設災害復旧工事+63,580 千円  
平成 30 年 24 号台風の災害復旧工事の繰越分の実施に伴う増額によるもの。

⑦公債費 [対前年度△207,997 千円 (△12.1%) ]

- ・繰上償還△184,056 千円 (皆減)  
H30 に過去の高利率の起債を繰上償還した分の皆減。

(5) 財政構造の弾力性 (経常収支比率、財政力指数)

区分	経常収支比率 (%)		財政力指数
		うち人件費	
R1	96.9	21.6	0.31
H30	94.3	20.9	0.31
増減	2.6	0.7	0.00

【参考】財政力指数(単年度)、H26 : 0.33、H27 : 0.33、H28 : 0.32、H29 : 0.30、H30 : 0.32、R1:0.32

①経常収支比率 96.9% [対前年度 2.6 ポイント悪化]

○経常経費充当一般財源等+101,388 千円 (分子)

- ・ふるさと広域連合負担金 (最終処分場建設費) +15,050 千円
- ・下水道事業特別会計繰出金 (特環) +14,670 千円
- ・スクールバス運行管理業務委託料+14,220 千円
- ・自立支援給付費+11,160 千円
- ・公債費の高止まり 1,509,722 千円

○経常一般財源等総額△69,588 千円 (分母)

- ・普通交付税△10,771 千円
- ・臨時財政対策債△70,839 千円
- ・町民税 (法人) △29,190 千円
- ・自動車取得税交付金△13,660 千円
- ・地方消費税交付金 (一般財源分) △12,441 千円

【算定式】

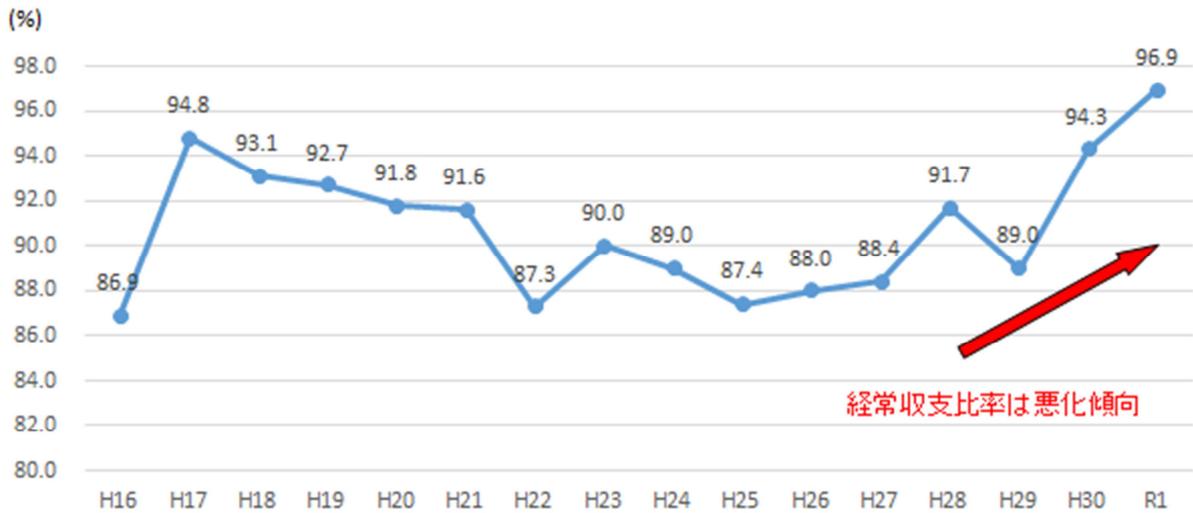
(経常経費充当一般財源)

(経常一般財源総額) + (減収補填債特例分) + (臨時財政対策債)

経常収支比率：義務的性格の経常経費に、経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見る  
ことにより当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標

経常経費充当：人件費、扶助費公債費などの毎年度経常的に支出される経費 (経常的経費) に充  
一般財源当された一般財源

経常一般財源：地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源



②財政力指数（3ヶ年間の平均） 0.31 [対前年度：同ポイント]

財政力指数については、令和元年度(単年度)の財政力指数（R1：0.318）は前年度に比べ、0.02ポイント改善となったが、3ヶ年間の平均である本指数は、前年度と同じポイントであった。

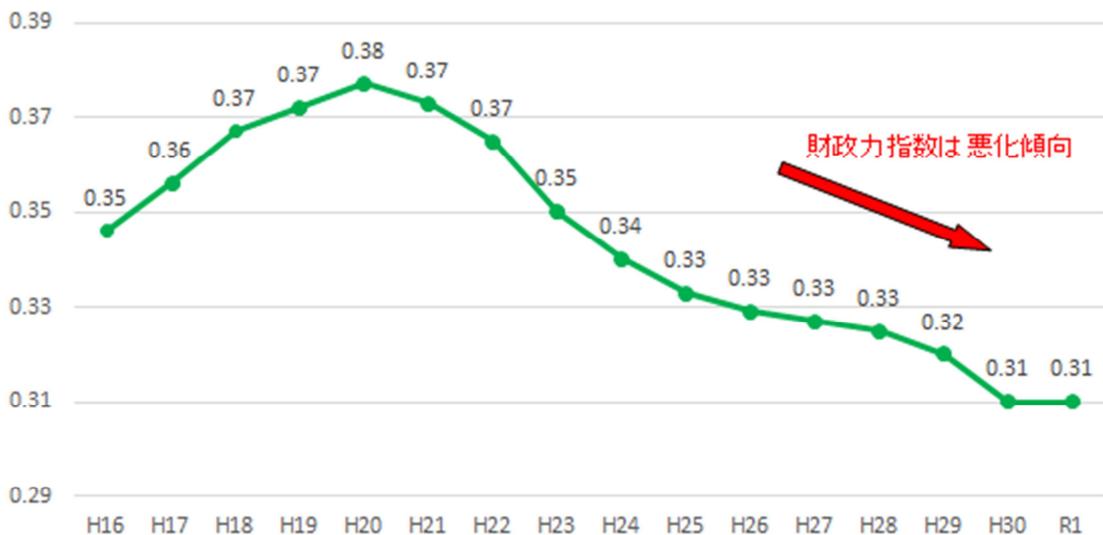
・基準財政収入額+6,920千円（※H30年度が基準となっている）  
町民法人税割+7,810千円 固定資産税（家屋）+7,376千円

・基準財政需要額+59,233千円  
公債費（合併特例債償還費）+17,059千円 社会福祉費（児童扶養手当）+11,001千円

**【算定式】 財政力指数** ※過去3ヶ年間の平均

$$\frac{\text{（基準財政収入額）}}{\text{（基準財政需要額）}}$$

※財政力指数が「1」に近い団体ほど財源に余裕がある団体。「1」を超える場合、普通交付税の不交付団体となる。

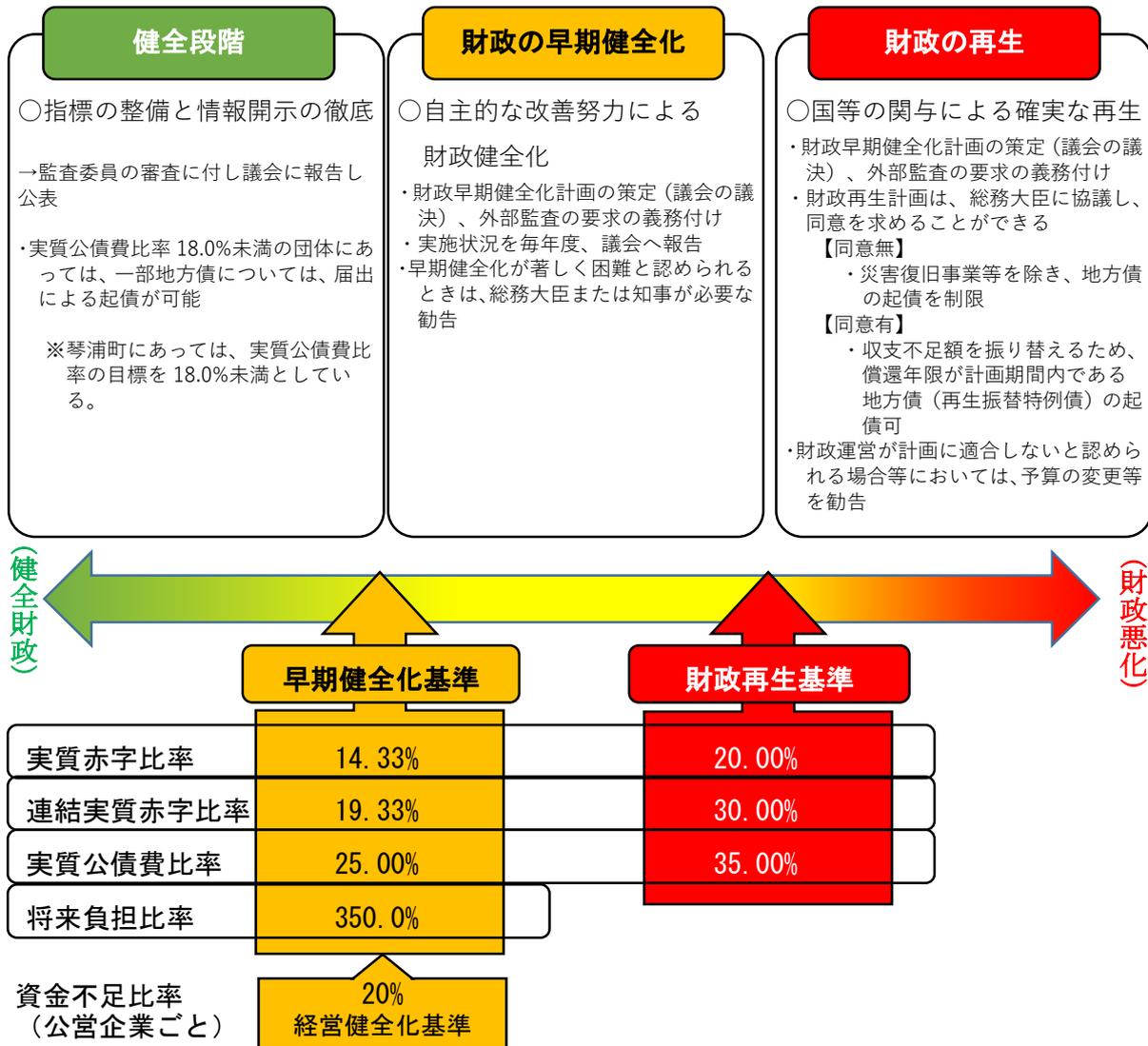


## 第2 健全化判断比率

### 1. 調査の概要

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、当該比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定するとともに、当該計画の実施の促進を図り、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としたもの。

【根拠法令】地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）



### 2. 対象となる会計

※純計決算額を調査するため、各会計間の重複するものを控除

#### ①普通会計

一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計

#### ②特別会計

国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計

#### ③公営企業会計

農業集落排水事業特別会計、下水道事業特別会計、船上山発電所管理特別会計

### 3. 調査結果

#### (1) 各指標の結果一覧

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
R1	－	－	14.2%	118.6%
H30	－	－	13.8%	118.6%
増減	－	－	+0.4%	0.0%

#### ア 実質赤字比率

令和元年度においても、実質赤字はありませんでした。

##### ▼実質赤字比率とは、

(ア) 普通会計の実質赤字の標準財政規模\*に対する指標

(イ) 普通会計の赤字の程度を表す指標で、財政運営の深刻度を示す。

【対象会計】普通会計（一般会計、住新会計）

【算定式】 一般会計等の実質赤字額 / 標準財政規模

※標準財政規模・・・地方公共団体の一般財源の標準的大きさを示すもの

(標準財政規模) = (標準税収入額) + (普通地方交付税額) + (地方譲与税)

#### イ 連結実質赤字比率

令和元年度においても、各対象会計において実質赤字はありませんでした。

##### ▼連結実質赤字比率とは、

(ア) 全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

(イ) 全ての会計の赤字の程度を表す指標で、自治体全体の財政運営の深刻度を示します。

【対象会計】普通会計（一般会計、住新会計）特別会計（国保会計、介護会計、後期高齢会計）

公営企業会計（水道、電気、下水道、農業集落排水）

【算定式】 連結実質赤字額 / 標準財政規模

連結実質赤字額とは

次の①及び②に掲げる額の合計が、③及び④に掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額をいう。

⇒ 実質赤字額 = (①+②) - (③+④)

①一般会計又は公営企業以外の特別会計のうち実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

②公営企業の特別会計のうち、資金不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

③一般会計又は公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

④公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額が生じた会計の資金の剰余額の合計額

## ウ 実質公債費比率

令和元年度：14.2%（対前年：+0.4%悪化：平成30年度：13.8%）

### ①地方債の元利償還金 △24,792 千円 【改善要因】

昨年度の高利率の起債の繰上償還、利率見直し、借入抑制によるもの。

### ②準元利償還金 +22,903 千円 【悪化要因】

・下水道事業特別会計繰入金（特環）+14,670 千円

・下水道事業特別会計繰入金（公共）+8,363 千円

起債償還財源に充当した繰入金が増加したことによるもの。

### ③特定財源 △7,708 千円 【悪化要因】

・市町村合併支援交付金△9,772 千円・・・合併後15年経過に伴う皆減によるもの。

### ④標準財政規模 △78,194 千円 【悪化要因】

・普通交付税△10,771 千円 ・臨時財政対策債発行可能額△70,839 千円

合併算定替による縮減が△90%となったことによるもの。

#### ▼実質公債費比率とは、

(ア) 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

(イ) 借入金の返済額及びこれに準じる額の程度を表す指標で、資金繰りの危険度を示す。

(ウ) 3カ年の平均値で表される。

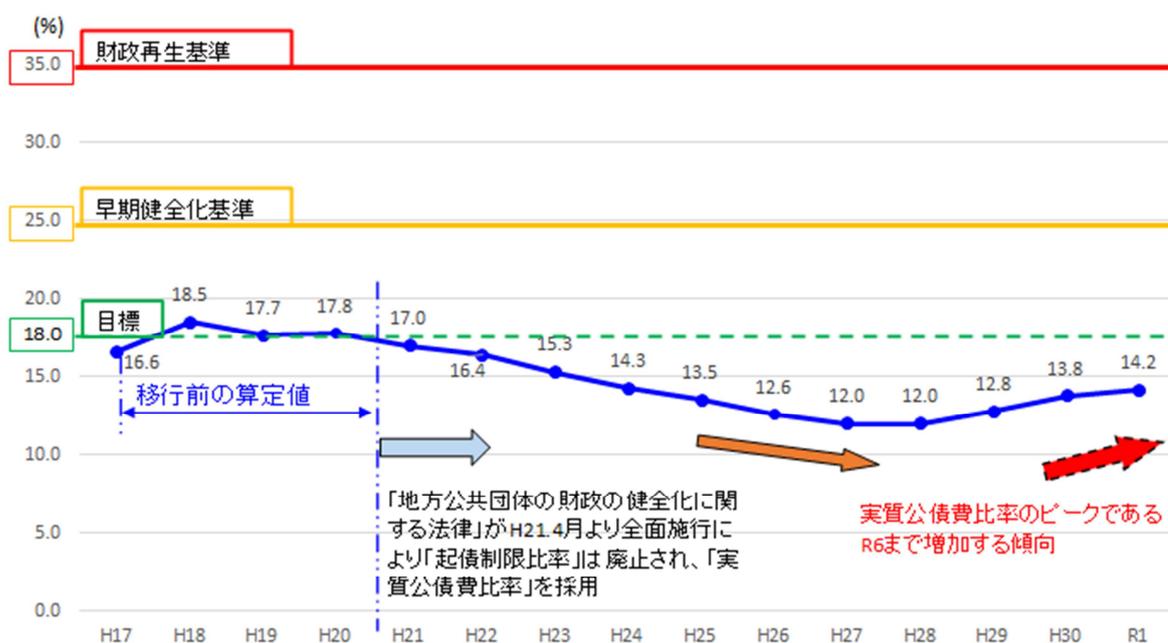
【対象会計】 普通会計（一般会計、住新会計） 特別会計（国保会計、介護会計、後期高齢会計）

公営企業会計（水道、電気、下水道、農業集落排水） 一部事務組合・広域連合等

【算定式】 (①地方債の元利償還金+②準元利償還金) ÷ (③特定財源+④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

／ (⑤標準財政規模) - (④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

※準元利償還金・・・公営企業、一部事務組合等の償還財源とするための一般会計からの繰入金、負担金等



## エ 将来負担比率

令和元年度：118.6%（対前年：0.0%、平成30年度：118.6%）

### ①将来負担額 △802,667 千円 【改善要因】

- ・地方債現在高△707,709 千円  
高利率の起債の繰上償還や道路改良事業等大型のハード事業等の借入抑制によるもの。
- ・債務負担行為支出予定額△30,740 千円

### ②充当可能特定歳入 △65,028 千円 【悪化要因】

住宅使用料△52,116 千円

### ③基準財政需要額算入見込額 △441,358 千円 【悪化要因】

- ・合併特例債償還費△334,252 千円
- ・臨時財政対策債償還費△130,551 千円
- ・下水道費償還費△102,516 千円
- ・財源対策債償還費△47,241 千円

### ④標準財政規模 △78,194 千円 【悪化要因】

- ・普通交付税△10,771 千円
  - ・臨時財政対策債発行可能額△70,839 千円
- 合併算定替による縮減が△90%となったことによるもの。

## ▼将来負担比率とは

(ア) 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

(イ) 将来の財政負担の大きさを示す

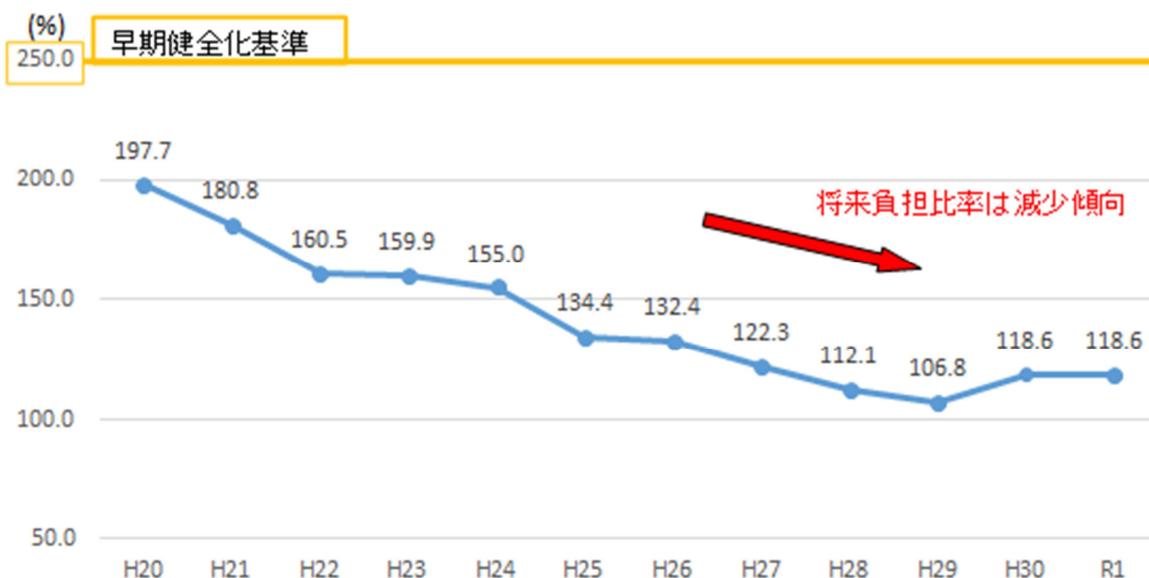
【対象会計】 普通会計（一般会計、住新会計）

特別会計（国保会計、介護会計、後期高齢会計）

公営企業会計（水道、電気、下水道、農業集落排水） 一部事務組合・広域連合等（ふるさと広域連合、）

### 【算定式】

(①将来負担額) - (②充当可能基金額+③特定財源見込額+④地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)  
／ (⑤標準財政規模) - (⑥元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)



## オ 資金不足比率

令和元年度においても、各対象会計において、資金不足はありませんでした。

### ▼資金不足比率とは

公営企業の資金の不足額の事業規模に対する比率

【対象会計】 公営企業会計（水道、電気、下水道、農業集落排水）

【算定式】 資金不足額 / 事業の規模

### ▼資金不足額

#### ●法適用企業

(流動負債+建設改良等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高-流動資産) - (解消可能資産不足額)

#### ●法非適用企業

(歳出額+建設改良等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-歳入額) - (解消可能資金不足額)

※解消可能資産不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

### ▼事業の規模

●法適用企業：営業収益の額 - 受託工事収益の額

●法非適用企業：営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額